

ルールやマナーを守りましょう！ 皆でつくろう、すみよい環境

放し飼いは、絶対にやめましょう！

放された犬による事故が多発しています。鎖や首輪が切れてしまった、オリの扉が開いてしまった、室内犬が外に飛び出してしまった等の不注意で放れてしまうケースもよくあります。定期的に点検し、十分に注意しましょう。

また、散歩時の咬傷事故も起きています。散歩をする際は、必ず犬の制御ができる長さのリードをつないでください。



フンの始末をしてください。

無責任な飼い主によって、家の前や公園、道路などに犬のフンが放置され、悪臭や汚れで困っているとの苦情が多く寄せられています。フンの始末は当然のマナーです。責任をもってフンの始末をしてください。



責任をもって、最後まで飼いましょう。

飼い主は、飼っている動物が命を終えるまで適正に飼養する「終生飼養」の責任があります。万が一飼えなくなった場合は、最後までお世話ができる飼い主を探しましょう。

狂犬病は恐ろしい！予防注射を忘れずに！

狂犬病は、犬はもとより、人間を含む全ての哺乳類が感染するウイルス性の感染症で、発症した動物にかまれることで感染します。狂犬病は、発症すると治療法がなく、ほぼ100%死に至る恐ろしい病気です。

飼い主は、毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせ、「狂犬病予防注射済票」の交付を受けなければなりません。帯広市以外の病院で接種した場合などは狂犬病予防注射済票が交付されません。狂犬病予防注射済証を持参の上、帯広市役所環境課までお越し下さい。

犬の体調が悪く、接種が難しいときは、飼い主自身の判断ではなく、必ず獣医師にご相談ください。



次の場合は手続きが必要です

犬を飼うとき 登録が必要です。

- 狂犬病予防法により、生後 91 日以上の犬は、所在地である市区町村への登録（生涯 1 回）が義務付けられています。登録手数料は帯広市の場合 1 頭 3,000 円です（令和 2 年 3 月末現在）。
- 犬に子どもが生まれた場合、子犬も登録が必要となります。登録は、帯広市役所環境課窓口でできるほか、動物病院でも登録手続きができる場合がありますので、各病院等にお問い合わせください。
※ペットショップで購入する場合、既に登録済みの可能性がありますので、ペットショップに確認してください。登録済みの場合は、飼い主変更の手続きが必要となります。

転居したとき 所在地変更の手続きが必要です。

- 市内で転居した場合は、新しい住所をお知らせください。
- 市外に転出した場合は、帯広市の鑑札を持参の上、転出先の市区町村で必ず手続きをしてください。
- 登録手数料はかかりません。

飼い主が変わったとき 飼い主変更の手続きが必要です。

- 譲渡などにより、飼い主が変わったときは、変更手続きが必要です。変更には手数料はかかりません。もし「鑑札」などを無くしてしまった場合は、ご相談ください。
- 飼い主だけが単身赴任で転出する場合など、家族間でも実際に犬の面倒を見る方に飼い主を変更する必要があります。

死亡したとき 死亡（登録抹消）の手続きが必要です。

- 犬が死亡したときは、登録を抹消します。手続きをしないと、いつまでも生存したままになり、狂犬病予防注射の未注射督促など、誤った通知が届くこととなります。

飼い犬がいなくなったとき 下記までお知らせください。

 十勝総合振興局生活衛生課（帯広保健所）	☎27-8701
 帯広警察署	☎25-0110
 帯広市環境課	☎65-4136



犬に関するお問い合わせ、連絡はこちら

帯広市 都市環境部 環境室 環境課 環境対策係

帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地 帯広市役所 6 階 電話 65-4136（直通）

